

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項に基づくクロスボウ射撃資格の認定に係る
審査基準新旧対照表

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新																						
審査基準 令和4年3月15日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法</td></tr><tr><td>根拠条項：第9条の16第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項、第5項（許可の基準）、第9条の16第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり</td></tr><tr><td>標準処理期間：30日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課</td></tr><tr><td>問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table> 別紙 <table><tr><td>審査基準： 法定の人的欠格事由のうち、 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」と</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	根拠条項：第9条の16第1項	処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項、第5項（許可の基準）、第9条の16第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	審査基準：別紙のとおり	標準処理期間：30日	申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	備考：	審査基準： 法定の人的欠格事由のうち、 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」と	審査基準 令和7年3月1日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法</td></tr><tr><td>根拠条項：第9条の16第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項、第5項（許可の基準）、第9条の16第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり</td></tr><tr><td>標準処理期間：30日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課</td></tr><tr><td>問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table> 別紙 <table><tr><td>審査基準： 法定の人的欠格事由のうち、 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」と</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	根拠条項：第9条の16第1項	処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項、第5項（許可の基準）、第9条の16第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	審査基準：別紙のとおり	標準処理期間：30日	申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	備考：	審査基準： 法定の人的欠格事由のうち、 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」と
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法																							
根拠条項：第9条の16第1項																							
処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定																							
原権者（委任先）：福岡県公安委員会																							
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項、第5項（許可の基準）、第9条の16第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則																							
審査基準：別紙のとおり																							
標準処理期間：30日																							
申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課																							
問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177																							
備考：																							
審査基準： 法定の人的欠格事由のうち、 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」と																							
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法																							
根拠条項：第9条の16第1項																							
処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定																							
原権者（委任先）：福岡県公安委員会																							
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項、第5項（許可の基準）、第9条の16第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則																							
審査基準：別紙のとおり																							
標準処理期間：30日																							
申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課																							
問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177																							
備考：																							
審査基準： 法定の人的欠格事由のうち、 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」と																							

は、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。

注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。

- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合に限り、クロスボウ射撃資格を認定するものとする。

は、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。

注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。

- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合に限り、クロスボウ射撃資格を認定するものとする。